

2026 年度中国「ふれあいの場」大学生交流事業

募 集 要 項

1. 活動内容

- (1) 日本側の学生主体で企画・実施
- (2) 中国側学生とのオンライン交流・打ち合わせ
- (3) 中国への渡航・中国側学生とともに日本文化交流イベントの実施
- (4) 実施事業終了後の報告書作成・広報活動

2. 実施スケジュール

今後の情勢により、日程及び内容は大幅に変更になる可能性があります。

参加者が希望する派遣先を選ぶことはできません。

2026 年 12 月中	採用決定(基金側で渡航先および交流相手の中国側学生を決定)
12 月 12 日	交流活動前研修(オンライン)、渡航先ふれあいの場との顔合わせ
12 月～2 月	オンライン交流複数回、イベント準備
2027 年 2 月 16 日(予定)	渡航前研修(国際交流基金日本語国際センターにて実施、前後移動日あり)
3 月(予定)	中国「ふれあいの場」へ渡航、イベント実施 ※例 (1 日目移動/2 日目準備/3 日目イベント/4 日目市内見学/5 日目移動)

3. 応募を検討する方へ(グループ全員)

- (1) 応募資格
 - ・日本国籍または日本の永住権を有する者
 - ・日本の大学に在籍する大学生、大学院生、または高専生 4・5 年次(専攻不問)
 - ・1 グループが 5～7 名で構成されていること(所属は同一でなくても可)
- (2) 参加条件
 - ・プログラム全日程に参加できること(自己都合の辞退やメンバーの入れ替え、活動休止は原則不可)
 - ・本事業の趣旨を理解し、公費プログラムの参加者として自覚を持って行動できること
 - ・健康状態に問題がなく、自己管理が可能であること
- (3) 求める参加者像
 - ・主体的に企画・行動でき、チームでの協働経験があることが望ましい
 - ・交流時の使用言語は原則日本語だが、中国の文化習慣を学ぶ積極的な意欲があることが望ましい
 - ・満 12 歳以降に 1 年以上海外居住経験(留学を含む)のない者であることが望ましい

4. 経費について

- ・主催者負担: 国際航空券、在来線区間を除く交通費、宿泊費、イベント費、(必要な場合は)査証取得費用
- ・参加者負担: 食費、在来線区間の交通費、通信費、保険料、パスポート取得費、その他個人経費
 - ※保険料(6,600 円)は、参加者と基金で半額ずつ負担します(参加者負担:3,300 円)。
 - ※参加者負担はパスポート取得費用を除くと 2～3万円程度の想定です。

5. 応募・選考の流れ

実施可能な都市数等の制約を踏まえ、採用するグループ数を決定します。

(1)応募期間	2026年9月7日(月)～10月25日(日)
(2)第一次選考(書類審査)	2026年11月上旬に可否通知
(3)第二次選考(オンライン面接)	2026年11月9日(月)～11日(水)のいずれか1日 ※メンバー全員で15分以内のプレゼンを行ってください。
(4)可否結果	2026年11月末頃

6. 応募書類

(1)「心連心ウェブサイト」上の応募フォーム

(2)大学教員等の専門家による推薦状(形式自由) ※所属が異なる場合でも、1通で差し支えありません。

(3)以下の内容を記載した企画書(書式自由)

【記載内容】

- ・企画のタイトル、コンセプト、概要
- ・メンバー構成(プロフィール・役割)
- ・企画準備とは別に実施するオンライン文化交流(2～3回)の内容
- ・準備内容(日本および現地での準備、必要物品を含む)
- ・イベント当日の流れ(夜間を含まない半日または終日の流れ)
- ・日中学生の役割分担
- ・ふれあいの場への貢献要素

【留意点】

- ・企画書は第二次選考で使用します。PPT形式での作成を推奨します。
- ・中国側学生は5～15名程度、イベント来場者は30名程度を想定してください。
- ・特定の都市を想定せず、どの地域でも実施可能な内容としてください。

※応募は国際交流基金の「心連心ウェブサイト」を通じてのみ受け付けます。

※応募者の個人情報、この選考以外の目的に使用しません(詳細は別紙を参照)。

※応募書類提出後から結果通知までの期間は、こまめにEメールを確認してください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人国際交流基金 国際対話部 事業第2チーム 中国「ふれあいの場」大学生交流事業係

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ

電話番号:03-5369-6074(受付時間:平日 9:30～18:00)

メールアドレス:fureai_daigaku@jpf.go.jp

本事業についてのご不明点があれば、上記にご連絡ください。

以上

個人情報の取扱いについて

- (1) 基金は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。基金の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下をご覧ください。
(法関連)(和)<https://www.jpfp.go.jp/j/privacy/>
(中国法関連)https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/
- (2) 個人情報の取得
基金は、申請者からウェブ応募フォームに記載された個人情報を取得します。
- (3) 個人情報の利用目的・利用期間
ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の応募者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。
イ. 応募者の氏名、性別、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、基金の事業の適正かつ円滑な運営のために、基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の基金事業の策定に利用されます。
ウ. イ. の情報に加え、応募者の連絡先(住所、Eメールアドレス、電話番号)は、募集終了後に他の基金事業についてのご連絡、今後の基金事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。
エ. 基金は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。
- (4) 個人情報の提供
基金は、応募者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
ア. 日本国在外公館(大使館・総領事館等)及び日本国外務省(安全管理上の対応、事業の実施支援等のため)
イ. 外部有識者等の評価者(採否審査、事後評価等のため)
ウ. 報道機関や他団体(事業の広報及び事業の実施のため)
エ. その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人
- (5) 個人情報の越境移転
ア. 基金は、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、基金本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。基金は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。
イ. 前項に定める場合のほか、基金は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。
- (6) 個人情報の安全管理
基金は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、応募者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。
- (7) 応募者の個人情報に係る権利
応募者は、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。
- (8) 個人情報の取扱いに対する異議申立て
応募者は、基金における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、基金に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。
- (9) 事業関係者の個人情報
応募者から提出を受けた応募者以外の事業関係者の個人情報についても、上記(1)～(8)の取扱いとなりますので、応募者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。
- (10) 連絡窓口
本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、上記「お問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。
- (11) 同意の撤回
応募者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、基金から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。